

証券コード 3711

平成28年11月9日

株 主 各 位

本店 東京都中央区銀座五丁目9番5号

本社 東京都港区浜松町二丁目4番1号

株 式 会 社 創 通

代表取締役社長 青 木 建 彦

## 第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年11月24日（木曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年11月25日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都中央区銀座六丁目14番10号  
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル  
2階「桜の間」  
末尾の会場ご案内図をご参照ください。昨年と同じホテルですが、フロア及び会場名が異なりますので、お間違えないようお願い申し上げます。
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第54期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第54期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役5名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sotsu-co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年9月1日から  
平成28年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢に回復の兆しはみられるものの、中国経済及び資源国経済の減速並びに年初からの円高・株安傾向とその対策としてのマイナス金利政策、さらに英国のEU離脱等欧州の不安定な要因も重なり先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、タブレット端末・スマートフォンを含む全てのデバイスに向けた配信事業・配信サービスのインフラが世界規模で拡大すること等によるアニメファンの視聴習慣の変化に伴い、DVD・BDの市場が縮小するだけでなく、アニメーション事業の事業構造は大きく変化しております。アニメーション市場全体の海外市場への拡大が期待できるものの、製作の場面においては、短期の1クール作品が主流の傾向が加速し、1作品当たりの製作話数が減少することが、製作効率の悪化やアニメーションキャラクターのライフサイクルの短縮化の懸念材料となっております。また、二次利用の場面において、ヒットする作品は、映像ビジネスやキャラクターグッズのみならず音楽・興行・舞台等への利用の多様化・複合化することで拡大がすすみ、そうでない作品はDVD・BDの販売の減少からリクーブが難しくなる等投資回収率の両極化がすすんでおります。時間をかけて新しいキャラクターを育成していくビジネスモデルが成立しづらい事業環境となっており、その転換期における資金集め及び回収方法の創意工夫がより一層必要となるとともに、企業としても新しいパートナー企業との関係づくり等、事業環境の変化への対応が急務となっております。

このような状況のもと当社グループでは、中核であるテレビアニメーション番組のプロデュースにおいて、より良い作品の企画・ビジネススキームの提案により、新たなスポンサーの獲得に注力するとともに、新たな二次利用の市場を開拓し、アニメーションキャラクターの著作権ビジネスを拡大するという方針のもと、事業展開を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は23,185百万円（前期比3.0%減）、営業利益3,500百万円（前期比2.6%増）、経常利益3,500百万円（前期比3.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,283百万円（前期比9.1%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

メディア事業におきましては、継続番組である「それいけ!アンパンマン」「カードファイト!!ヴァンガードG ギアースクライシス編」等の他、ガンダムシリーズ待望の新作「機動戦士ガンダム 鉄血のオルフェンズ」及び自社原作のオリジナル作品「アクティヴレイド-機動強襲室第八係-」、その他「クロムクロ」「あんハピ♪」等の新作テレビアニメーション番組等についての製作・制作委員会の組成・共同運営並びにプロデュース事業を計画通り実施いたしました。さらに、ゲーム会社との協業によりスマホゲーム「夢色キャスト」をプロデュースいたしました。

また、就職情報事業を行う子会社ジェイ・ブロードについても概ね順調に推移いたしました。

これらの既存事業は堅調に推移し、懸案であったテレビアニメーション番組の収益率が改善したことから営業利益は前期に比べ増加した一方、大型のプロモーション案件を受注出来ず、また前期とほぼ同数となる27作品についてプロデュースを実施したものの、作品の総本数が減少したことから制作受託収入が減少し、前期に比べ売上高は微減となっております。

この結果、メディア事業の売上高は17,356百万円（前期比2.4%減）、営業利益1,183百万円（前期比32.6%増）となりました。

ライセンス事業におきましては、「ガンダム」シリーズの著作権事業に関し、巡回型イベントを企画・主催する等キャラクターの育成に努め、「ガンダム」ファンの増加とともに玩具・アーケードゲーム・遊技機・海外の著作権収入は増加したものの、国内の課金型ゲームの著作権収入の減少傾向が続き、また「ガンダム」シリーズ以外の新しいキャラクターに大きなヒット作品がなく、当該著作権の配分金収入が減少したことから、著作権事業全体では前期に比べ売上高が減少しております。

この結果、ライセンス事業の売上高は5,218百万円（前期比5.9%減）、営業利益2,335百万円（前期比8.7%減）となりました。

スポーツ事業におきましては、新規の球場看板広告を受注したこと等により、前期に比べ売上高が増加しております。

この結果、スポーツ事業の売上高は611百万円（前期比3.7%増）、営業利益45百万円（前期比9.8%増）となりました。

事 業 別	売 上 高
メ デ イ ア 事 業	17,356,556千円
ラ イ ツ 事 業	5,218,310
ス ポ ー ツ 事 業	611,085

(2) 設備投資の状況

特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金により所要資金を賄いましたので、特別な資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

アニメーション番組のプロデュースを行い、著作権事業やキャラクターグッズのプロモーションという二次利用の拡大を図る事業を継続的に実施し、コンテンツ投資と回収の好循環を持続的に実現するには、何よりも人材の確保と育成が当社グループにおける重要課題であると認識しております。自己完結型ビジネスを基本方針とし、「プロデューサー集団」という組織体制を敷いている当社グループにおいて、プロデューサーの役割は、個々のエンタテインメントコンテンツに対し情熱と責任を持ってスポンサー・制作会社・放送局・出版社等のパートナー企業をオーガナイズし、調整することです。そのために必要なビジネススキル及びパートナー企業との関係性を構築するには経験値が必要であり、育成には時間を要することとなります。

当社では平成26年4月より新卒採用を実施し、それを継続することで、安定的に優秀な次世代のプロデューサー候補を確保する体制を整えましたが、経験値については十分とは言えません。既存社員とともに、社員教育に注力することで人材の育成に努め、中長期的なプロデュース力の強化に努めてまいります。さらに、必要に応じて外部の優秀な人材を確保することも継続してまいります。

また、個々のプロデューサーのスキルアップだけに依存するのではなく、組織として企画力の向上に対応するため、アライアンスを含めた業界各社との関係性の強化を行い、有効な情報の収集とともに、プロデュース業務をスムーズに行える事業環境の整備に努めてまいります。

## (9) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (平成25年8月期)	第 52 期 (平成26年8月期)	第 53 期 (平成27年8月期)	第 54 期 (当連結会計年度 平成28年8月期)
売 上 高(千円)	20,744,610	22,298,748	23,910,863	23,185,952
経 常 利 益(千円)	3,287,717	3,327,471	3,392,922	3,500,224
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	1,911,646	2,027,498	2,093,414	2,283,673
1株当たり当期純利益(円)	243.92	129.35	137.92	155.62
総 資 産(千円)	18,942,902	21,807,700	22,391,008	23,356,991
純 資 産(千円)	15,526,142	17,009,934	16,718,264	18,548,370

(注) 平成26年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第52期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (平成25年8月期)	第 52 期 (平成26年8月期)	第 53 期 (平成27年8月期)	第 54 期 (当事業年度 平成28年8月期)
売 上 高(千円)	18,749,263	20,168,344	21,833,978	21,391,210
経 常 利 益(千円)	2,851,481	2,823,981	2,923,685	3,020,826
当 期 純 利 益(千円)	1,713,268	1,702,073	1,860,468	2,034,590
1株当たり当期純利益(円)	218.61	108.59	122.57	138.65
総 資 産(千円)	17,513,228	19,917,043	20,149,134	21,245,095
純 資 産(千円)	14,461,658	15,732,272	15,176,077	16,711,495

(注) 平成26年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第52期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社創通エンタテインメント	37,200千円	90.9%	映像の企画及び制作
株式会社ジェイ・ブロード	300,000	87.6	就職情報事業

### (11) 主要な事業内容（平成28年8月31日現在）

事業内容	主要サービス
メディア事業	テレビアニメーション番組の企画・制作
ライツ事業	アニメーションキャラクターの版權ビジネス
スポーツ事業	スポーツ分野における版權契約代行業務・広告サービス

### (12) 主要な営業所（平成28年8月31日現在）

#### ① 当社の主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都港区

#### ② 子会社の主要な営業所

名称	所在地
株式会社創通エンタテインメント(本社)	東京都中央区
株式会社ジェイ・ブロード(本社)	東京都中央区

(13) 従業員の状況（平成28年8月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
91名	3名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名	2名増	33.1歳	5.6年

(14) 主要な借入先の状況（平成28年8月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項 (平成28年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 64,000,000株

(2) 発行済株式の総数 15,000,000株

(注) 平成27年10月16日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて1,000,000株減少しております。

(3) 株主数 1,463名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
那 須 雄 治	4,790,000株	32.6%
ナ ス コ 株 式 会 社	2,920,000	19.9
株式会社バンダイナムコホールディングス	2,840,000	19.4
ステート ストリート バンク アンド トラス ト カンパニー 505224	800,000	5.5
公 益 財 団 法 人 創 通 育 英 財 団	500,000	3.4
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レ ギュラーアカウント	414,300	2.8
MSCO CUSTOMER SECURITIES	326,500	2.2
ザ バンク オブ ニューヨーク・ジェイ ス ディックトリートイー アカウント	167,800	1.1
シービーエヌワイ チャールズ シュワッ プ エフビーオー カスタマー	158,800	1.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	151,100	1.0

(注) 1. 当社は、自己株式 (325,698株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外してお  
ります。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青木建彦	
取締役副社長	出原隆史	
常務取締役	難波秀行	プロデュース本部副本部長
取締役	田村烈	ライツ担当
取締役	高橋豊	株式会社アニメイトホールディングス代表取締役社長
常勤監査役	吉井孝幸	
監査役	淵邊善彦	弁護士 東京大学法科大学院教授
監査役	水野勝文	弁理士

- (注) 1. 取締役 高橋豊氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 吉井孝幸氏、淵邊善彦氏及び水野勝文氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役 高橋豊氏、監査役 吉井孝幸氏、淵邊善彦氏及び水野勝文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	5名	80,570千円
監査役	3	6,660
合計	8	87,230

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成14年11月20日開催の第40回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
2. 監査役の報酬限度額は、平成14年11月20日開催の第40回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役高橋豊氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。

兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

・株式会社アニメイトホールディングス 代表取締役社長

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	高 橋 豊	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。経営者として豊富な経験と幅広い見識から、当社のビジネスのために有効な助言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
常 勤 監査役	吉 井 孝 幸	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。その他重要な会議にも出席し、取締役の職務執行状況のモニタリングや取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	淵 邊 善 彦	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、監査役会12回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、当社コンプライアンス体制の構築に有効な助言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	水 野 勝 文	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、監査役会12回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、当社のビジネスのために有効な助言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

##### ③ 社外役員の報酬等の額

支 給 人 員	支 給 額
4名	8,660千円

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

#### ①処分対象

新日本有限責任監査法人

#### ②処分内容

平成28年1月1日から同年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

### ③処分理由

- ・他社の財務諸表の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務諸表を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、当社グループの取締役会規程等コンプライアンスに関する規程を整備し、当社グループの取締役及び使用人に徹底させる。
- ロ. 当社取締役社長直轄の内部監査責任者を置き、当社内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守並びに職務執行の手続き及び内容の妥当性について、定期的に監査を実施し、法令遵守体制を確保する。

#### ② 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役会議事録をはじめとした当社グループの取締役の職務執行に係る文書及び情報に関しては、当社文書管理規程に準じ、その保存媒体の形式に応じて適切に管理・保存する。

#### ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査責任者が各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に当社取締役社長に報告する。
- ロ. 不測の事態が発生した場合は、当社グループの取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、当社グループの顧問弁護士等を含めて迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し、損失を最小限にする体制を整える。

④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行に係る経営機構について組織規程に定め、各部門を担当する取締役を任命する。また、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程に基づく権限及び責任の明確化を図り、各取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた職務権限規程、稟議規程等の整備を行わせるものとする。

⑤ 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社の関係会社管理規程に基づき、当社子会社及び関係会社に係る定期的な事業報告を受けるとともに、重要事項の決定について事前報告を受けることにより、適切な経営管理を行う体制を確保する。
- ロ. 当社子会社に対し、内部監査責任者が定期的に監査を実施し、適正な業務の遂行を指導、監督する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要な人員を配置する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとする。

⑧ 監査役への報告に関する体制

- イ. 当社取締役は、監査役の出席する取締役会または監査役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ロ. 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行うこととする。

ハ. 当社グループは、監査役または監査役会に報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、監査上の課題等についての意見交換を行う。

ロ. 当社は、監査役会が、適宜、公認会計士、弁護士等の外部専門家並びに内部監査責任者等と連携を図り、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、効率的かつ効果的な監査業務の遂行が可能な体制を確保する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 当社グループは、法令を遵守し、違法な行為、反社会的行為は行わない。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係も含め一切の関係を遮断するとともに、接触を未然に回避し、これらの活動を助長する様な行為を行わない。

ロ. 当社は、対応部署と担当者を定め、反社会的勢力からの不当要求等を排除する体制をとるとともに、所轄警察と連携のもと特暴連に加盟し、情報収集に努め、必要に応じて弁護士、専門家等に相談できる体制を整備する。また、対策ビデオの視聴等、研修会、倫理教育を定期的実施する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループにおいては、各社毎月開催される定時取締役会において法令遵守を確認するとともに、コンプライアンスの徹底を図っております。

- ② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当連結会計年度においては、損失の危険に該当する事態は発生いたしませんでしたが、上記の「業務の適正を確保するための体制」に基づき、リスク管理を行っております。

- ③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当事業年度においては、上記の「業務の適正を確保するための体制」及び期初に設定した監査計画に基づき、毎月開催される監査役会において監査を実施しております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。



## 連結貸借対照表

(平成28年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	20,482,488	<b>流 動 負 債</b>	4,535,155
現金及び預金	15,652,615	買掛金	3,724,029
受取手形及び売掛金	4,419,251	未払法人税等	529,995
商 品	129	賞与引当金	34,980
仕 掛 品	8,412	そ の 他	246,150
貯 蔵 品	7,232	<b>固 定 負 債</b>	273,465
繰延税金資産	57,687	繰延税金負債	172,429
そ の 他	361,541	退職給付に係る負債	81,848
貸倒引当金	△24,381	そ の 他	19,188
<b>固 定 資 産</b>	2,874,503	<b>負 債 合 計</b>	4,808,620
<b>有 形 固 定 資 産</b>	391,909	<b>純 資 産 の 部</b>	
建 物	44,461	<b>株 主 資 本</b>	17,778,816
車 両 運 搬 具	961	資 本 金	414,750
工 具 器 具 備 品	23,775	資 本 剰 余 金	391,240
土 地	322,711	利 益 剰 余 金	17,513,526
<b>無 形 固 定 資 産</b>	22,785	自 己 株 式	△540,700
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	2,459,808	その他の包括利益累計額	506,335
投資有価証券	2,220,553	その他有価証券評価差額金	506,335
繰延税金資産	21,081	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	263,218
そ の 他	218,172	<b>純 資 産 合 計</b>	18,548,370
<b>資 産 合 計</b>	23,356,991	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	23,356,991

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成27年9月1日から)  
(平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		23,185,952
売 上 原 価		18,707,812
売 上 総 利 益		4,478,140
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		978,130
営 業 利 益		3,500,009
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,062	
受 取 配 当 金	24,557	
助 成 金 収 入	23,368	
そ の 他	1,321	54,309
営 業 外 費 用		
上 場 関 連 費 用	6,124	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	17,606	
研 究 開 発 負 担 金	23,390	
為 替 差 損	6,972	54,094
経 常 利 益		3,500,224
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	256	256
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,499,968
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,035,250	
法 人 税 等 調 整 額	129,357	1,164,608
当 期 純 利 益		2,335,359
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		51,685
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,283,673

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年9月1日から)  
(平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	414,750	391,240	17,403,581	△2,200,828	16,008,743
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△513,600		△513,600
親会社株主に帰属する当期純利益			2,283,673		2,283,673
自己株式の消却			△1,660,128	1,660,128	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	109,945	1,660,128	1,770,073
当連結会計年度末残高	414,750	391,240	17,513,526	△540,700	17,778,816

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	492,576	492,576	216,944	16,718,264
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△513,600
親会社株主に帰属する当期純利益				2,283,673
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	13,759	13,759	46,273	60,032
連結会計年度中の変動額合計	13,759	13,759	46,273	1,830,106
当連結会計年度末残高	506,335	506,335	263,218	18,548,370

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数…………… 3社
- ・連結子会社の名称……………株式会社創通エンタテインメント  
株式会社ジェイ・ブロード  
株式会社創通音楽出版

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用会社数 1社

ガンダムフロント東京有限責任事業組合

- ##### ② 持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。  
なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……………定率法を採用しております。  
主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 6年～50年  
車両運搬具 6年  
工具器具備品 3年～10年
- ロ. 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

#### (減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 197,350千円
- (2) 担保に供している資産
- 担保提供資産
- 土地 300,000千円
- 担保提供資産に対応する債務
- 該当する債務残高はありません。
- (3) 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- 当座貸越限度額の総額 200,000千円
- 借入実行残高 一千円
- 差引額 200,000千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,000,000株	一株	1,000,000株	15,000,000株

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少1,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,325,698株	一株	1,000,000株	325,698株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少1,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年11月25日 定時株主総会	普通株式	293,486	20	平成27年8月31日	平成27年11月26日
平成28年4月7日 取締役会	普通株式	220,114	15	平成28年2月29日	平成28年5月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	配当の原資	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月25日 定時株主総会	利益剰余金	普通株式	293,486	20	平成28年8月31日	平成28年11月28日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、毎月、各担当役員へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業有限責任組合への出資であります。株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体企業の財務内容を把握しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが一年以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	15,652,615	15,652,615	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,419,251		
貸倒引当金	△24,381		
	4,394,870	4,394,870	—
(3) 投資有価証券	1,677,124	1,677,124	—
資産計	21,724,609	21,724,609	—
(1) 買掛金	3,724,029	3,724,029	—
負債計	3,724,029	3,724,029	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	543,429

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,246円07銭

(2) 1株当たり当期純利益

155円62銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 貸借対照表

(平成28年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,138,556</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,322,163</b>
現金及び預金	13,443,035	買掛金	3,665,428
受取手形	116,309	未払金	9,359
売掛金	4,218,033	未払費用	43,918
商 品	129	未払法人税等	440,498
貯 蔵 品	619	前受金	15,876
前 渡 金	188,863	預り金	81,385
前払費用	11,059	前受収益	2,218
繰延税金資産	45,038	賞与引当金	21,000
そ の 他	128,470	そ の 他	42,479
貸倒引当金	△13,003	<b>固 定 負 債</b>	<b>211,436</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,106,538</b>	長期未払金	12,696
<b>有形固定資産</b>	<b>389,451</b>	繰延税金負債	172,429
建 物	43,300	退職給付引当金	17,571
車 両 運 搬 具	961	そ の 他	8,739
工 具 器 具 備 品	22,478	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,533,600</b>
土 地	322,711	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>947</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,206,432</b>
電 話 加 入 権	947	資 本 金	414,750
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,716,139</b>	資 本 剰 余 金	391,240
投資有価証券	2,117,505	資 本 準 備 金	391,240
関係会社株式	394,205	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>15,941,142</b>
関係会社出資金	44,354	利 益 準 備 金	30,000
長期前払費用	3,369	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,911,142
そ の 他	156,705	別 途 積 立 金	14,200,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>21,245,095</b>	繰越利益剰余金	1,711,142
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△540,700</b>
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>505,062</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	505,062
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,711,495</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>21,245,095</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年9月1日から)  
(平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		21,391,210
売 上 原 価		17,949,343
売 上 総 利 益		3,441,867
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		480,288
営 業 利 益		2,961,578
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	223	
有 価 証 券 利 息	4,750	
受 取 配 当 金	57,042	
受 取 家 賃	26,640	
助 成 金 収 入	23,368	
そ の 他	1,317	113,341
営 業 外 費 用		
上 場 関 連 費 用	6,124	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	17,606	
研 究 開 発 負 担 金	23,390	
為 替 差 損	6,972	54,094
経 常 利 益		3,020,826
税 引 前 当 期 純 利 益		3,020,826
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	858,925	
法 人 税 等 調 整 額	127,310	986,235
当 期 純 利 益		2,034,590

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年9月1日から)  
(平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金計 合		
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	414,750	391,240	391,240	30,000	14,200,000	1,850,280	16,080,280	△2,200,828	14,685,442	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△513,600	△513,600		△513,600	
当期純利益						2,034,590	2,034,590		2,034,590	
自己株式の消却						△1,660,128	△1,660,128	1,660,128	—	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△139,137	△139,137	1,660,128	1,520,990	
当 期 末 残 高	414,750	391,240	391,240	30,000	14,200,000	1,711,142	15,941,142	△540,700	16,206,432	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	490,634	490,634	15,176,077
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△513,600
当期純利益			2,034,590
自己株式の消却			—
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	14,427	14,427	14,427
事業年度中の変動額合計	14,427	14,427	1,535,418
当 期 末 残 高	505,062	505,062	16,711,495

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. その他有価証券

・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

車両運搬具 6年

工具器具備品 5年～10年

##### ② 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

### (減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 174,573千円

### (2) 担保に供している資産

担保提供資産

土地

300,000千円

担保提供資産に対応する債務

該当する債務残高はありません。

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額

100,000千円

借入実行残高

—千円

差引額

100,000千円

## (4) 関係会社に対する金銭債権・債務

金銭債権	5,826千円
金銭債務	15,918千円

## 4. 損益計算書に関する注記

## 関係会社との取引高

売上高	30,225千円
仕入高	54,052千円
販売費及び一般管理費	2,593千円
営業取引以外の取引高	51,640千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

## 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,325,698株	一株	1,000,000株	325,698株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少1,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

## 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

貸倒引当金	4,012千円
賞与引当金	6,480
退職給付引当金	5,380
役員退職慰労金	424
未払事業税	22,700
投資有価証券評価損	1,530
会員権評価損	3,696
その他	51,287
繰延税金資産合計	95,512

## 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△222,903
繰延税金負債合計	△222,903
繰延税金資産（負債）の純額	△127,390

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ジェイ・ブロード	東京都中央区	300,000	就職情報事業	直接 87.6	役員の兼任	本社オフィスの賃貸	23,040	前受収益	2,073

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格を参考に決定しております。

### (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	㈱バンダイ	東京都台東区	10,000,000	玩具等の製造販売	—	メディア事業及びライツ事業における取引	著作権料の受取及び広告宣伝費の受取	2,372,504	売掛金	508,890
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社(当該会社等の子会社を含む)	㈱バンダイナムコエンターテインメント	東京都港区	10,000,000	ゲームコンテンツ及びゲーム機器の企画・開発・販売	—	メディア事業及びライツ事業における取引	著作権料の受取及び広告宣伝費の受取	3,355,112	売掛金	625,109
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社(当該会社等の子会社を含む)	㈱サンライズ	東京都杉並区	49,749	アニメーションの企画及び制作	—	メディア事業及びライツ事業における取引	配分金の支払及び制作費の支払	2,066,391	買掛金	1,077,211

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格を参考に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,138円83銭

(2) 1株当たり当期純利益

138円65銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年10月20日

株式会社創通

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 出 検 次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 島 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社創通の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。  
監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社創通及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年10月20日

株式会社創通

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 出 検 次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 島 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社創通の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年10月24日

株 式 会 社 創 通 監 査 役 会

常勤監査役 (社外監査役) 吉 井 孝 幸 ㊟

社外監査役 淵 邊 善 彦 ㊟

社外監査役 水 野 勝 文 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、中期的な業績見通しやそれに基づく配当性向等を総合的に勘案し、安定的な普通配当を継続するとともに、各期の業績等を考慮した特別配当により、株主の皆様への還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当は、このような基本方針に基づき、1株につき普通配当を15円、これに業績連動の特別配当5円を加えた20円とさせていただきますと存じます。これにより当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金1株につき15円（普通配当15円）を含め、1株につき35円（普通配当30円及び特別配当5円）となります。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は293,486,040円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年11月28日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金

1,000,000,000円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金

1,000,000,000円

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	あおき たけひこ 青木 建彦 (昭和37年6月24日生)	昭和62年1月 当社入社 平成16年9月 当社プロデュース本部メディア部統括 平成16年11月 当社取締役プロデュース本部メディア部統括 平成17年11月 当社常務取締役プロデュース本部長 平成19年11月 当社専務取締役プロデュース本部長 平成21年11月 当社代表取締役社長（現任）	35,200株
2	いず ほら たかし 出原 隆史 (昭和36年1月10日生)	平成14年4月 当社入社 平成14年8月 当社経営企画室長 平成14年12月 当社執行役員総務部長 平成16年9月 当社執行役員管理グループゼネラルマネージャー 平成17年11月 当社取締役管理グループゼネラルマネージャー 平成19年11月 当社常務取締役管理本部長 平成22年11月 当社専務取締役管理本部長 平成26年11月 当社取締役副社長（現任）	16,000株
3	なん ば ひでゆき 難波 秀行 (昭和39年8月13日生)	平成22年7月 当社入社 平成22年9月 当社プロデュース本部メディア第二チームリーダー 平成23年11月 当社取締役プロデュース本部副本部長 平成24年9月 当社常務取締役プロデュース本部副本部長（現任）	100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	たむら かつ 田村 烈 (昭和50年9月5日生)	平成14年5月 当社入社 平成19年9月 当社ライツチームリーダー 平成25年11月 当社取締役ライツ担当(現任)	4,800株
※ 5	さとう しげかず 佐藤 重和 (昭和24年9月23日生)	昭和49年4月 外務省入省 平成7年5月 外務省中国課長 平成14年9月 在インドネシア日本国大使館 公使 平成18年7月 在香港日本国総領事館 総領事 (大使) 平成22年7月 在オーストラリア日本国大使館 全権大使 平成24年11月 在タイ日本国大使館 全権大使 平成27年4月 外務省退官 平成27年7月 株式会社NTTドコモ特別参与 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤重和氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤重和氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、外交官としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 佐藤重和氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 当社は佐藤重和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. ※印は、新任の取締役候補者であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役淵邊善彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

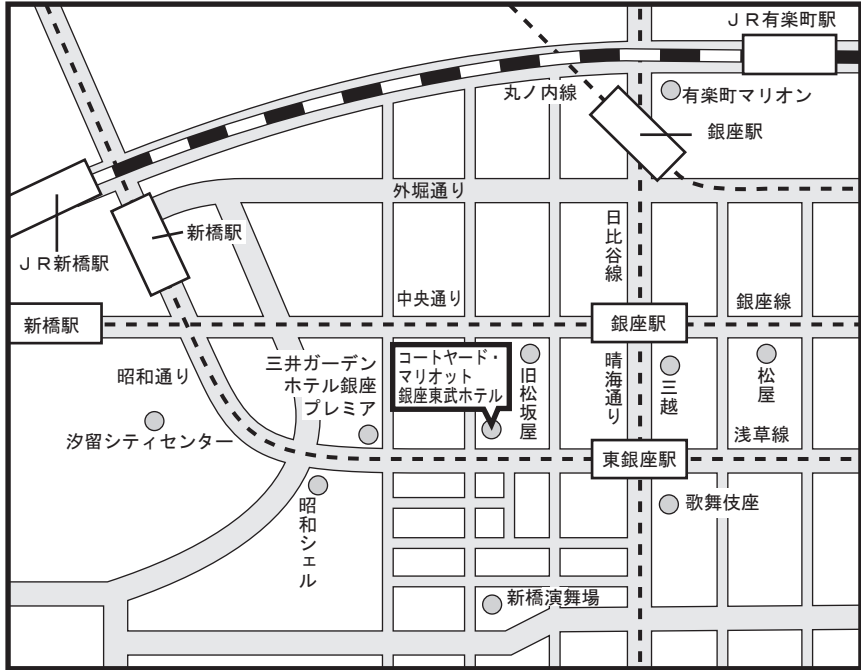
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ふち べ よし ひこ 淵 邊 善 彦 (昭和39年5月8日生)	平成元年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 平成元年4月 西村真田法律事務所(現西村あさひ法律事務所) 入所 平成7年9月 ノートン・ローズ法律事務所(ロンドン) 勤務 平成12年7月 TMI総合法律事務所 パートナー(現任) 平成20年11月 当社社外監査役(現任) 平成28年4月 東京大学法科大学院教授(現任)	一株

- (注) 1. 淵邊善彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 淵邊善彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 淵邊善彦氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、その専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために有効な助言を期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 淵邊善彦氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
5. 淵邊善彦氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
6. 当社は、淵邊善彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区銀座六丁目14番10号  
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階 「桜の間」  
電話03-3546-0111



## 交通機関

- 東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 東銀座駅下車（A1出口）徒歩3分
- 東京メトロ銀座線 銀座駅下車（A5出口）徒歩5分
- JR新橋駅下車（銀座口）徒歩10分